

## ■ 経営事項審査制度 ■

### 1 経営事項審査制度とは

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「公共工事」）を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について、建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けなければなりません。

経営事項審査の義務付けの対象となる公共工事は、国、地方公共団体、法人税法別表第1の公共法人及び特殊法人等が発注者で、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円以上、その他の建設工事にあっては500万円以上のものです。（ただし、物理的、経済的に影響の大きい災害等により必要を生じた応急の建設工事等については対象外）

このため、経営事項審査を受けていない森町の有資格者は、経営事項審査の義務付け対象外の工事に限り受注することができます。

### 2 有効期間

経営事項審査の義務付けの対象となる公共工事について、発注者と直接請負契約を締結することができるのは、経営事項審査の審査基準日から1年7箇月の間に限られています。

つまり、経営事項審査を受審しても、審査基準日から1年7箇月を経過すると公共工事の発注者と直接請負契約を締結することができなくなるため、毎年公共工事を請け負おうする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算終了後7箇月以内に経営事項審査の結果通知を受けておく必要があります。